

香芝市コミュニティバス
停留所標柱新設及び改修業務仕様書

令和 8 年 1 0 月

香芝市都市政策交通課

香芝市コミュニティバス停留所標柱新設及び改修業務仕様書

1 目的

この業務は、令和9年1月5日（火）から香芝市コミュニティバスを新たなルート及びダイヤで運行するに当たり、停留所をリニューアルするものである。

2 委託業務名

香芝市コミュニティバス停留所標柱新設及び改修業務

3 事業期間

契約締結日から令和9年1月20日（水）まで

- (1) 停留所標柱の新設及び改修作業は、令和9年1月4日（月）の17時まで（現場検査及び手直しに要する期間を含む。）とする。
- (2) 令和9年1月5日（火）から同月20日（水）までの期間は、成果品の取りまとめに要する期間を想定している。

4 事業場所

香芝市内全域

5 業務内容

(1) 停留所標柱新設基数

71基

(2) 停留所標柱改修基数

77基

(3) 停留所標柱の新設及び改修（設置、移設及び改修）

ア 別添「停留所標柱新設及び改修一覧」に基づいて行うこと。

イ 令和8年12月26日（土）18時30分頃までは、現行のルート及びダイヤで運行していることから、現行ダイヤ運行中に作業を実施する場合には、既存の時刻表を掲示するなどの配慮をし、バス利用者が困惑しないようにすること。

ウ 現地での作業に当たっては、交通誘導員等を配置し、通行人を最優先し、安全第一で行うこと。

エ 改修後の停留所は、現行と同じ方法で設置すること。

オ 停留所標柱設置に伴う道路占用許可申請等については、香芝市が行う。

(4) 材質等

ア 表示板

頭板	アルミ複合板	3mm
中板	アルミ複合板	3mm
路線図	アルミ複合板	3mm

表示面 表示面の印刷については、インクジェットシート貼り及びラミネート加工等により、１０年程度の耐候性を有する仕様とすること。

(ア) 今後のダイヤ改正等に対応する際、中板には貼付作業等が発生する可能性があるため、中板を固定する際に使用するネジの頭部は皿頭型を使用する等、作業等に極力支障を来さないものを使用すること。

イ 支柱

(ア) 鋼製とすること。

(イ) 防錆加工を施した資材を使用し、上塗り塗装を施すこと。

ウ 土台

(ア) コンクリート製の土台とすること。

(イ) 台風等の悪天候でも容易に転倒しないものであること。

(5) 表示板の意匠及び形態

ア 頭板（停留所名を表示）

現行と同一とすること。なお、カッシーのデザイン部分については、香芝市と協議の上、決定すること。

イ 中板（路線図及びダイヤを表示）

現行から変更することから、香芝市が提供したイメージ図を参考にし、デザイン案を作成すること。

(6) 表示板の寸法

ア 頭板 縦 287 mm 横 300 mm

改修については「三和小学校前（上り）」を規程の寸法で製作し、それ以外の停留所については既設の頭板を利用し、停留所名範囲（縦 125 mm 横 300 mm）のみ改修すること。

イ 中板 縦 400 mm 横 300 mm

ただし、「香芝市役所」及び「香芝市総合福祉センター」については、規程の寸法によらず、縦 300 mm 横 400 mm とする。

ウ 路線図 縦 300 mm 横 400 mm

ただし、改修するのは、「香芝市役所」及び「香芝市総合福祉センター」のみとし、デザインについては、香芝市と協議の上、決定することとする。

(ア) 別添「停留所標柱立面図」を参考にすること。

(イ) 接触時の怪我を防止するため、角の部分は丸い形状とする。

(7) 支柱の寸法

高さ 1, 600 mm（60 mm 角×1, 300 mm + 20 mm 角×300 mm）

ただし、「穴虫東」のみ高さ 1, 100 mm（60 mm 角×800 mm + 20 mm 角×300 mm）とすること。

(8) 土台の寸法

縦 400 mm 横 400 mm 高さ 250 mm

(9) 文字

路線別表記（「関屋白鳳台ルート」等）及びその他の文字も含め、字の大きさ、字体及び意匠を香芝市と協議の上、決定すること。

6 成果品

次の期日までに、成果品及び香芝市が必要とする資料等を香芝市都市創造部都市政策交通課へ提出（停留所については現場に設置）すること。

なお、検査及び手直しに要する期間も含むものとする

(1) 令和9年1月4日（月）17時まで

停留所 新設71基 改修77基

(2) 令和9年1月20日（水）17時まで

ア 完了報告書 1部

イ 完了報告書の電子データ 一式

7 注意事項

(1) 受注者は、この仕様書の内容及びこの仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、速やかに香芝市と協議の上、この業務を遂行するものとする。

(2) この業務完了後、受注者の責めに帰すべき事由による成果品の不良個所が発見された場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補正その他の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

(3) 受注者は、この業務により得られた成果品、資料、情報等を他に漏らしてはならない。

(4) 成果品及びこの業務におけるあらゆる作成物の所有権及び著作権は、香芝市に帰属するものとし、香芝市が自由に加工、増刷等を行い、公表できるものとする。

8 その他

受注者は、この業務に当たっては、総括責任者及び主任担当者を配置し、香芝市との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。